

意見照会中の

門型標識等定期点検要領（案）

目次

1. 適用範囲
2. 定期点検の頻度
3. 定期点検の方法
4. 定期点検の体制
5. 健全性の診断
6. 措置
7. 記録

1 適用範囲、 2 定期点検の頻度

中国地方整備局 道路部

適用範囲

- 道路法の道路における道路附属物のうち、**大型の道路標識及び道路情報提供装置(収集装置含む。)**
 - …… 門型式(オーバーヘッド式)を想定

定期点検の頻度

- 5年に1回**の頻度を基本。
 - … 5年より短い間隔で点検することを妨げない。
 - ← 5年の算出方法(起点等)は、本省に確認中

3 定期点検の方法

中国地方整備局 道路部

- **近接目視**を基本
- **必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査等を併用**
 - ・ ・ ・ **近接目視**
肉眼により部材の変状を把握し評価が行える距離まで近接して目視を行うこと
 - ・ ・ ・ **近接目視が困難でやむを得ない場合**
近接目視と同等の手段（→本省に確認中）
 - ・ ・ ・ **目視による変状等の状態の把握に限界がある場合**
必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査等

- **点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行う**
 - ・ ・ ・ 次のいずれかの要件に該当すること
 - ・ 門型標識等に関する相応の資格または相当の実務経験を有する
 - ・ 門型標識等の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
 - ・ 点検に関する相当の技術と実務経験

○健全性の診断は、**部材単位毎、門型標識等毎**に行う

(1) 部材単位の診断

(判定区分)

部材単位の診断は、表-5.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5 健全性の診断

(診断の参考事例) 「腐食」 横梁取付部

横梁取付部が腐食しているもの
の、板厚は減少しておらず、施設
の機能への影響は大きい

判定区分
II



横梁取付部が著しく腐食しており、
施設の機能に影響する可能性が
高い

判定区分
III



横梁取付部に緊急に措置すべき
腐食(貫通)がある

判定区分
IV



※丸囲みは腐食(貫通)部→

5 健全性の診断

(診断の参考事例) 「腐食」 路面境界部

腐食しているものの、板厚の減少は少なく、倒壊への影響は小さい

判定区分
II



板厚の減少が進行しており、倒壊の恐れがある

判定区分
III



緊急に措置すべき腐食(貫通)がある

判定区分
IV



- • • **第三者被害予防措置**
点検時に、**うき、はく離等**があった場合は、**第三者被害予防の観点から応急的に措置**。その上でⅠ～Ⅳを判定。
- • • **詳細調査**
詳細調査を行わなければ、判定が適切に行えない場合、記録表に「要詳細調査」の旨を記録

5 健全性の診断

- **部材単位の診断は、少なくとも、次の評価単位毎、変状の種類毎に行う。**

表-5.2 判定の評価単位の標準

支柱	横梁	標識板又は 道路情報板	基礎	その他
----	----	----------------	----	-----

(別紙1 評価単位の区分参照)

- 部材が複数ある場合は、それぞれの部材について判定

表-5.3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	き裂、破断、変形・欠損・摩耗、腐食、ゆるみ・脱落、滞水、その他
コンクリート部材	ひびわれ、うき・剥離、滞水、その他

- 同じ部材に複数の変状がある場合は、それぞれの変状の種類毎に部材について判定

5 健全性の診断

付表－1 評価単位の区分と主な点検箇所

評価単位の区分と主な点検箇所

評価単位の区分 (部材)	主な点検箇所 (弱点部となる部材等)	
支柱	支柱本体	支柱本体、支柱継手部、支柱分岐部、支柱内部 等
	支柱基部	路面境界部 (GL-0mm)、路面境界部 (GL-40mm)、 リブ取付溶接部、柱・ベースプレート溶接部、柱・基礎境界部 等
	その他	電気設備用開口部、電気設備用開口部ボルト 等
横梁	横梁本体	横梁本体、横梁取付部、横梁トラス本体 等
	溶接部・継手部	横梁仕口溶接部、横梁トラス溶接部、横梁継手部 等
標識板または 道路情報板	標識板及び標識板取付部	※道路標識の場合 (重ね貼りのビス含む)
	道路情報板及び 道路情報板取付部	※道路情報板の場合
基礎	基礎コンクリート部	※露出している場合 または、舗装等を掘削した際に確認できる場合
	アンカーボルト・ナット	
その他	※管理用の足場や作業台などがある場合に適宜設定	

5 健全性の診断

記録用メモの例

			鋼部材						コンクリート部材			
			亀裂	破断	変形・欠損・摩耗	腐食	ゆるみ・脱落	滞水	その他	ひびわれ	うき・剥離	滞水
支柱	支柱本体	01										
		...										
	支柱基部	01										
...												
その他	01											
	...											
横梁		01										
		...										
標識板又は道路情報板		01										
		...										
基礎		01										
		...										
その他		01										
		...										

- ← 義務付けはない。
- ← 点検表記録様式では、部材毎の最悪値のみを記載

5 健全性の診断

○ 門型標識等毎の診断は次の区分で行う※部材単位と同じ

表-5.4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

..... 門型標識等毎の診断

- ・門型標識等管理者が、門型標識等全体の状況を把握するなどの目的で行う
- ・一般には、主要な部材に着目して、最も厳しい部材の評価で代表させることができる。

→ 直轄要領(案)参照

措置

- **部材単位の診断結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。**

- …… 措置

- 補修・補強のほか、撤去、定期的な監視、通行規制・通行止めがある。

- …… 監視

- 変状の挙動を追跡的に把握するために行われるもの

- ・応急対策を実施した箇所

- ・健全性の診断の結果から当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所

記録

- **定期点検、診断結果、措置の内容等を記録し、門型標識等の利用期間中、保存する。**

- …… 点検後、門型標識等の状態に変化があった場合

- 改めて、健全性の診断を行い、措置及びその後の結果を速やかに点検結果の記録に反映しなければならない。

(点検後の補修補強、事故・災害等)

点検表記録様式

中国地方整備局 道路部

別紙2 点検表記録様式

様式(その1)

標識管理番号・所在地・管理者名等

施設名	管理番号	路線名	所在地	起点	緯度 経度	43° 10' 20" 141° 32' 12"
道路情報提供装置(門型)	〇〇〇〇	県道〇〇号 △△△線	〇〇県△△△市□□□町1-2-3			
管理者名		点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用部材(名称)
〇〇県 △△△土木事務所		2014. 〇. 〇	有	一般道	二次	-

部材単位の診断(部材毎に最も悪い判定区分を記入)

点検時に記録				措置後に記録		
部材等	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等 が分かるように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
支柱	支柱本体	I				
	支柱基部	I				
	その他	I				
横梁	IV	腐食	写真1	II	腐食	2015.〇.〇
標識板	I					
基礎	I					
その他	III	腐食	写真2、3	I		2015.〇.〇

門型標識等毎の健全性の診断(対策区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
IV	腐食・孔食が広範囲に進展しているため、緊急に措置が必要	II	2016.〇.〇

全景写真

設置年月※	道路幅員(m)	起点側	
1984年〇月	8.5		

※: 架設年次が不明の場合は「不明」と記入とする。

点検表記録様式

様式(その2)

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添

起点	緯度 経度
終点	緯度 経度

<p>横梁(横梁本体)【判定区分: Ⅳ】</p> <p>写真1</p> 	<p>作業台</p> <p>写真2、3</p>  <p>一般道</p>
	